

第Ⅲ編 仙南最終処分場の延命化業務編

(仮称) 仙南クリーンセンター整備運営事業
要求水準書
第Ⅲ編 仙南最終処分場の延命化業務編

【目次】

1. 総 則	1
1.1 計画概要	1
1.1.1 事業の目的	1
1.1.2 業務の目的	1
1.1.3 業務名	1
1.1.4 業務実施場所	1
1.1.5 業務期間	1
1.1.6 事業区域	2
1.2 各業務の概要	3
1.3 一般事項	5
1.3.1 関係法令等の遵守	5
1.3.2 官公署等申請への協力	5
1.3.3 組合の検査	5
1.3.4 労働安全衛生・作業環境管理	5
1.3.5 緊急時対応	6
1.3.6 急病等への対応	6
1.3.7 災害発生時の協力	6
1.3.8 地元雇用	6
1.3.9 各種性能試験	6
1.4 延命化業務条件	7
1.4.1 提出資料	7
1.4.2 実施設計の変更	9
1.4.3 施工条件	9
1.4.4 試運転及び性能保証	9
1.4.5 提案書の変更	9
1.4.6 要求水準書の記載事項	10
1.4.7 業務終了条件	10
2. 全体計画	11
2.1 仙南最終処分場の残余容量	11
2.2 掘り起こし量（計画値）	11
2.3 埋立量（計画値）	11
2.4 掘り起こしごみ質	11
2.5 ユーティリティ	11
2.6 仙南最終処分場の埋立経過	12
2.7 仙南最終処分場への搬入出業務	13
2.8 環境保全対策	13
2.9 管理事務所の設置	13
3. 仙南最終処分場延命化計画の策定	14

3.1 業務実施体制.....	14
3.2 計画事項.....	14
4. 覆蓋施設の設計・建設業務及び第3区画の一時閉鎖設計・工事	15
4.1 業務実施体制.....	15
4.2 有資格者の配置.....	15
4.3 設計の基本条件.....	15
4.4 建設の基本条件.....	16
4.5 覆蓋施設の基本仕様	17
4.6 第3区画の一時閉鎖設計・工事.....	17
5. 前処理設備の設置業務.....	18
5.1 業務実施体制.....	18
5.2 前処理設備の設置条件	18
5.3 前処理設備（参考）	18
5.3.1 提案する処理方式.....	18
5.3.2 掘削建設機械	18
5.3.3 受入供給設備	19
5.3.4 搬送設備	19
5.3.5 乾燥機（必要に応じ）	19
5.3.6 金属選別機（必要に応じ）	19
5.3.7 粒度選別機（必要に応じ）	20
5.3.8 破碎機（必要に応じ）	21
5.3.1 保管・貯留設備.....	21
6. 仙南最終処分場の延命化業務	22
6.1 業務実施体制.....	22
6.2 作業計画書の作成	22
6.3 作業マニュアルの作成	22
6.4 作業記録の作成.....	22
6.5 搬入出車両の受付	23
6.6 搬入出物の計量.....	23
6.7 案内・指示.....	23
6.8 掘り起こしごみの性状分析	23
6.9 掘り起こし、前処理作業	23
6.10 廃棄物の埋立	24
6.10.1 埋立作業.....	24
6.10.2 作業重機.....	24
6.10.3 埋立作業.....	24
7. 覆蓋施設、前処理設備等の運営・維持管理業務	25
7.1 備品・什器・物品・用役の調達.....	25
7.2 備品・什器・物品・用役の管理.....	25
7.3 点検・検査計画の作成	25
7.4 点検・検査の実施	25
7.5 補修・更新計画の作成	25
7.6 補修・更新の実施	26
7.7 施設の保全.....	27
7.8 改良保全.....	27

8. その他関連業務	28
8.1 清掃.....	28
8.2 防火管理.....	28
8.3 警備・防犯.....	28
8.4 説明用パンフレットの改訂・発行.....	28
8.5 住民対応.....	28
8.6 浸出水の運搬業務.....	29

別紙 9	仙南最終処分場（竣工図）
別紙 10	地質調査結果（平成 7 年度）
別紙 11	地質調査結果（平成 24 年度）
別紙 12	埋立残余量調査結果（平成 23 年度調査）
別紙 13	掘り起こしごみ質（平成 24 年度調査）
別紙 14	最終処分量の実績（平成 23 年度まで）
別紙 15	周辺地域からの受入水質
別紙 16	埋立ガスの測定結果
別紙 17	雨水排水計画図
別紙 18	浸出水処理量の実績
別紙 19	焼却灰の放射性物質濃度

1. 総 則

本編に示す内容は、仙南最終処分場の延命化業務に適用する。事業者は、本書に示す組合が要求する業務水準を満足すること。

1.1 計画概要

1.1.1 事業の目的

第Ⅰ編 1.1 に示すとおり。

1.1.2 業務の目的

仙南最終処分場は、平成 23 年の残余容量調査の結果から、埋立終了となる可能性がある年度が、平成 30 年度と推定されているところである。このことから、最終処分場の新設又は仙南最終処分場の延命化は、組合にとって最重要課題となっている。

以上を背景に、本業務は、組合が所有する仙南最終処分場における、埋設廃棄物の掘り起こしとその処理による最終処分場の延命化、及び浸出水防止を目的に覆蓋施設を設置し、事業期間に渡りその維持管理を実施するものである。

1.1.3 業務名

仙南最終処分場延命化業務

1.1.4 業務実施場所

宮城県白石市鷹巣字黒岩下地内

1.1.5 業務期間

【設計・建設期間】

(1) 最終処分場延命化計画の策定業務

平成 26 年 1 月から平成 27 年 3 月まで。

(2) 覆蓋施設の設計・建設業務及び第 3 区画の一時閉鎖設計・工事

覆蓋施設の設計・建設は、事業者が策定する延命化計画に基づき、平成 26 年 4 月から事業期間終了までの間に、設計及び建設期間を提案すること。また、第 3 区画の一時閉鎖設計・工事は、平成 26 年 4 月から平成 29 年 3 月 25 日までに完了する。

(3) 前処理設備の設置業務

平成 26 年 4 月から平成 29 年 3 月 25 日まで。

【運営・維持管理業務期間】

(4) 仙南最終処分場の延命化業務

平成 29 年 4 月から平成 44 年 3 月まで（15 年間）

(5) 前処理設備、覆蓋施設の維持管理業務

前処理設備の設置及び覆蓋施設の竣工から平成 44 年 3 月まで。

1.1.6 事業区域

- | | |
|-----------|---|
| (1) 事業区域名 | 仙南最終処分場 |
| (2) 埋立面積 | 24,000 m ² |
| (3) 埋立容量 | 194,040 m ³ |
| (4) 地質条件 | 最終処分場周辺の地質並びに処分場内の状況については、別紙 10、11 を参照すること。 |
| (5) 埋立残余量 | 別紙 12 を参照すること。 |
| (6) その他 | 下記を参照すること。 |

表 1-1 仙南最終処分場の概要

	内 容
名 称	仙南最終処分場
事 業 主 体	仙南地域広域行政事務組合
所 在 地	宮城県白石市鷹巣字黒岩下 7 番 1
埋 立 面 積	24,000 m ²
埋 立 容 量	194,040m ³ （平成20年度に146,000m ³ から変更）
浸出水処理施設規模	60 m ³ / 日
着 工	平成 8 年 7 月
竣 工	平成 9 年12月
浸出水処理施設 処 理 方 式	第 1 凝集沈殿＋回転円板＋第 2 凝集沈殿 ＋砂ろ過＋キレート吸着＋塩素消毒
遮 水 構 造 等	高密度ポリエチレンシート（t = 1.5mm） 漏水検知システム
処 理 対 象 廃 棄 物	組合所有の施設から排出される焼却灰及び残渣物



図 1-1 仙南最終処分場の配置図

1.2 各業務の概要

(1) 最終処分場延命化計画の策定業務

仙南最終処分場における埋設廃棄物の掘り起こし区画及び掘り起こし順序等について、検討を行い、仙南最終処分場の延命化計画を策定する。なお、設計に当たっては、事業期間に限らず出来る限り延命化が可能となることに加え、浸出水量の最小化を念頭に検討すること。

(2) 覆蓋施設の設計・建設業務及び第3区画の一時閉鎖設計・工事

浸出水の抑制及び掘り起こし作業を目的に、下図に示す第2区画に設置する覆蓋施設について、その設計及び建設を行う。また、第3区画については、（仮称）仙南クリーンセンターの供用開始までに一時閉鎖のうえ、表面遮水を施し、浸出水量を最小化する。なお、表面排水は、雨水排水溝を必要な箇所に施工し、既存の調整池に導く。

その他、仙南最終処分場における埋立作業は、平成26年3月までは組合が実施し、平成26年1月から平成26年4月までを事業者への引継ぎ期間と位置づける。そして、平成26年4月から事業期間終了までの埋立作業は、事業者が実施する。ただし、平成26年4月から平成29年3月までの埋立作業は、第3区画の一時閉鎖設計・工事の一貫として実施する。

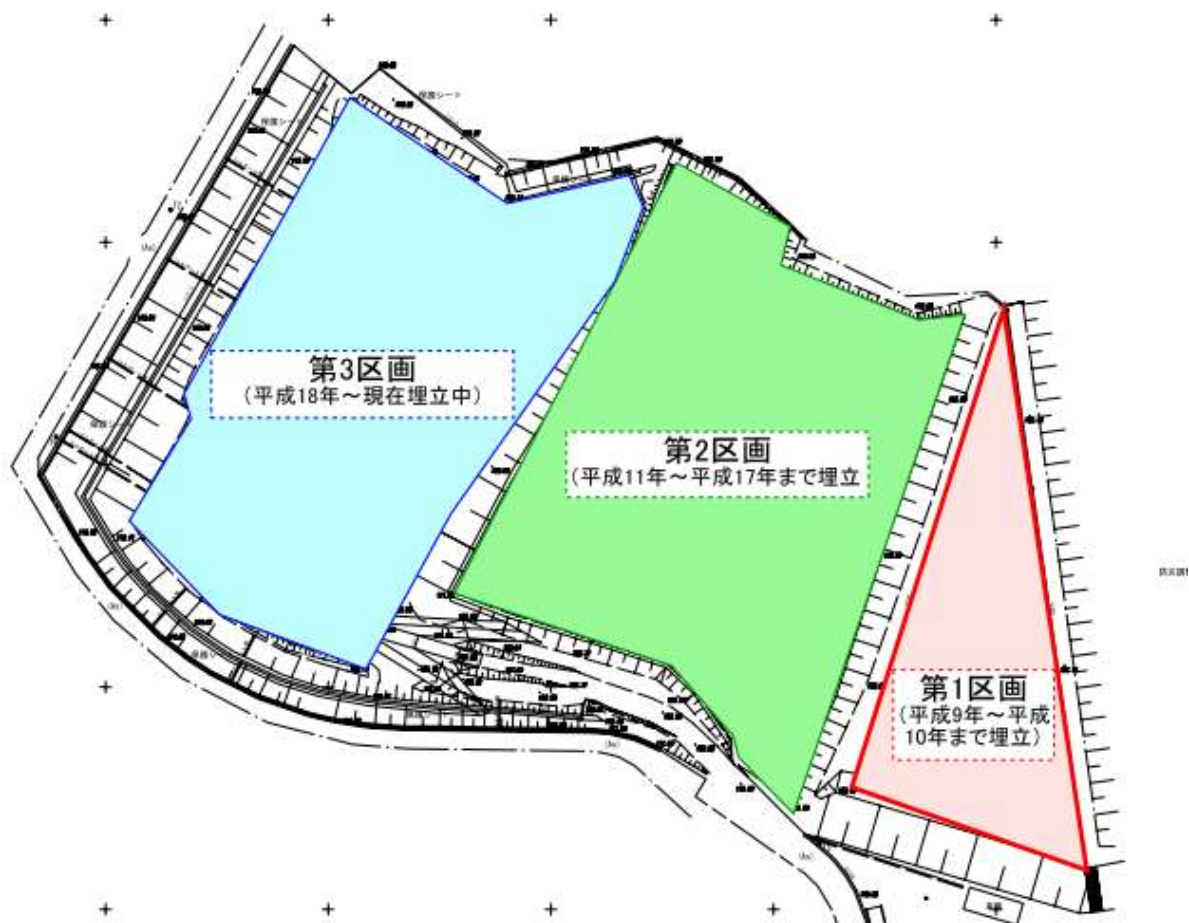


図 1-2 仙南最終処分場の区画別配置図

(3) 前処理設備の設置業務

事業者は、仙南最終処分場の埋設廃棄物を、（仮称）仙南クリーンセンターにて処理するために必要な設備を仙南最終処分場内に設置する。なお、設備内容及び設備構成は、（仮称）仙南クリーンセンターに導入する処理方式により計画する。

(4) 仙南最終処分場の延命化業務

事業者は、自らが策定する最終処分場延命化計画に基づき、仙南最終処分場の埋設物を掘り起こし、掘り起こしごみの前処理、（仮称）仙南クリーンセンターまでの運搬、同施設から発生する溶融飛灰及び仙南最終処分場から発生する浸出水の運搬、仙南最終処分場での埋立を実施する。なお、仙南最終処分場における計量、浸出水処理施設の運営・維持管理をはじめ、本編に示す以外の仙南最終処分場の運営にかかる業務は、組合が実施する。

(5) 覆蓋施設、前処理設備等の維持管理業務

事業者は、仙南最終処分場内に新たに設置した覆蓋施設及び(4)に示す業務実施に必要な前処理設備の点検及び補修をはじめとする維持管理を実施する。

(6) その他関連業務

その他、上記に定めなき事項であって、本業務の遂行に当然必要な業務を実施する。

1.3 一般事項

1.3.1 関係法令等の遵守

事業者は、本業務に当たり、第Ⅰ編 1.3 に示す関係法令等を遵守しなければならない。

1.3.2 官公署等申請への協力

事業者は、組合が行う官公署等への申請（仙南最終処分場の変更届、前処理設備の設置届、交付金申請等を含む。）に全面的に協力し、組合の指示により必要な書類、資料等を作成し提示すること。

1.3.3 組合の検査

本業務の履行状況については、組合が適宜、立ち入り検査を行う。その場合の検査又は監査に、事業者は全面的に協力し、要求する資料等を速やかに提出する。

1.3.4 労働安全衛生・作業環境管理

- (1) 事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、作業員の安全及び健康を確保するために、本業務に必要な管理者、組織等の安全衛生管理体制を整備する。
- (2) 事業者は、整備した安全衛生管理体制について組合に報告する。安全衛生管理体制には、必要な管理者、組織等の体制を含めて報告する。なお、体制を変更した場合は、速やかに組合に報告する。
- (3) 事業者は、安全衛生管理体制に基づき、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を促進する。
- (4) 事業者は、作業に必要な保護具、測定器等を整備し、作業員に使用させる。また、保護具、測定器等は定期的に点検し、安全な状態を維持する。
- (5) 事業者は、本施設における標準的な安全作業の手順（安全作業マニュアル）を定め、その励行に努め、作業行動の安全を図る。
- (6) 安全作業マニュアルは、施設の作業状況に応じて随時改善し、その周知徹底を図る。
- (7) 事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、労働安全・衛生上、問題がある場合は、組合と協議の上、施設の改善を行う。
- (8) 事業者は、労働安全衛生法等関係法令に基づき、作業員に対して健康診断を実施し、その結果及びその結果に対する対策について組合に報告する。
- (9) 事業者は、作業員に対して、定期的に安全衛生教育を行う。
- (10) 事業者は、安全確保に必要な訓練を定期的に行う。訓練の開催については、事前に組合の参加について連絡し協議する。
- (11) 事業者は、場内の整理整頓及び清潔の保持に努め、施設の作業環境を常に良好に保つ。
- (12) 延命化業務に必要となる機器の安全停止については、マニュアル化及び定期的な訓練等を行い迅速な対応に努める。

1.3.5 緊急時対応

- (1) 事業者は、災害、機器の故障及び停電等の緊急時においては、来場者等を適切に誘導するとともに作業員の避難等人身の安全を最優先する。
- (2) 事業者は、人身の安全を確保した後、環境及び施設へ与える影響を最小限に抑えるように施設を安全に停止させ、二次災害の防止に努める。
- (3) 事業者は、緊急時における人身の安全確保、施設の安全停止、施設の復旧、組合への報告等の手順等を定めた緊急対応マニュアルを作成し、緊急時にはマニュアルに従った適切な対応を行う。なお、作成した緊急対応マニュアルは、組合からの指示のほか、必要に応じ改善すること。
- (4) 事業者は、台風・大雨等の警報発令時、火災、事故、作業員の怪我等が発生した場合に備えて、自主防災組織及び警察、消防、組合への連絡体制を整備する。なお、体制を変更した場合は、速やかに組合に報告する。
- (5) 事故が発生した場合、事業者は直ちに事故の発生状況、事故時の運転記録等を組合に報告する。報告後、速やかに対応策等を記した事故報告書を作成し、組合に提出する。

1.3.6 急病等への対応

- (1) 事業者は、本施設への搬入者、作業員の急な病気・けが等に対応できるように簡易な医薬品等を用意するとともに、急病人発生の対応マニュアルを整備する。
- (2) 事業者は、整備した対応マニュアルを周知し、十分な対応が実施できる体制を整備する。
- (3) 事業者は、AED を業務実施場所に設置し、AED が正常に稼動するよう必要な保守点検を実施する。

1.3.7 災害発生時の協力

震災、風水害その他不測の事態により、計画搬入量を超える多量の廃棄物が発生する等の状況に対して、その処理を組合が実施しようとする場合、事業者はその処理又は処分に協力する。

1.3.8 地元雇用

事業者は、本業務の実施に当たり、組合を構成する市町民を優先的に雇用する。

1.3.9 各種性能試験

- (1) 事業者は、前処理設備について、第Ⅰ編 1.10 に示す性能試験要領に準じ、各種性能試験を実施する。
- (2) 試験要領については、事業者が作成し、組合の承諾を得ること。

1.4 延命化業務条件

1.4.1 提出資料

事業者は、各業務を開始する前に、必要な事項を記載した業務計画書を、事業開始前に組合に提出し、承諾を受ける。なお、前処理設備の構成及び覆蓋の形式により、下記のうち提出を要しない書類の提出は不要とする。

(1) 仙南最終処分場延命化計画の策定業務関係

1) 仙南最終処分場延命化計画書（A4 両面カラー、レザック製本、30 部）

(2) 覆蓋施設の設計・建設関係

1) 実施設計図書（各 2 部）

- ① 設計内訳書
- ② 数量計算書
- ③ 建築意匠設計図（前処理設備の建屋を含む）
- ④ 建築構造設計図（前処理設備の建屋を含む）
- ⑤ 建築機械設備設計図（前処理設備の建屋を含む）
- ⑥ 建築電気設備設計図（前処理設備の建屋を含む）
- ⑦ 各種工事仕様書（仮設工事、安全計画含む。）
- ⑧ 工事工程表
- ⑨ その他指示する図書

2) 完成図書（各 3 部）

- ① 竣工図
- ② 竣工原図
- ③ 縮小版原図
- ④ 予備品、消耗品台帳
- ⑤ 工事写真
- ⑥ 工事保証書（正：1 部、写：1 部）
- ⑦ 構造計算書、計画通知書等
- ⑧ 協議・打合せ記録
- ⑨ その他指示する図書

(3) 前処理設備の設計・建設関係

1) 実施設計図書（各 2 部）

- ① 設計内訳書
- ② 物質収支計算書（ごみ、用役等）
- ③ 試運転及び性能試験要領書

2) 実施設計工程表（各種届け出書提出日含む。）

3) 工事仕様書

4) 計算書

- ① 物質収支
- ② 各階機器配置図
- ③ 主要設備組立平面図、断面図
- ④ 計装制御系統図
- ⑤ 電気設備主要回路単線系統図
- ⑥ 予備品、消耗品、工具リスト
- ⑦ 工事工程表
- ⑧ その他指示する図書

5) 完成図書（各 3 部）

- ① 竣工図（工事中の承諾図を含む。）
- ② 竣工原図、電子データ
- ③ 縮小版原図
- ④ 各種試験成績表
- ⑤ 各種届出及び許可書
- ⑥ 取扱説明書
- ⑦ 試運転報告書（予備性能試験も含む。）
- ⑧ 引渡性能試験報告書
- ⑨ 単体機器試験成績書
- ⑩ 機器台帳（記入済）及び機器履歴台帳
- ⑪ 予備品、消耗品台帳
- ⑫ 工事写真
- ⑬ 工事保証書
- ⑭ 計算書
- ⑮ 協議書
- ⑯ 工事日報・月報（作業内容／職種別人数／重機／搬入材料等）
- ⑰ 協議・打合せ記録
- ⑱ その他、組合が指示したもの

(4) 仙南最終処分場の延命化業務関係（各 10 部）

1) 業務実施体制表

2) 月間業務計画、年間業務計画書

- 3) 作業マニュアル
- 4) 安全作業マニュアル
- 5) 業務日報、月報、年報等を含む。
- (5) 前処理設備、覆蓋施設の維持管理業務（各 10 部）
 - 1) 業務実施体制表
 - 2) 点検・検査計画
 - 3) 補修・更新計画
 - 4) 維持管理記録
 - 5) 施設保全マニュアル
 - 6) 安全作業マニュアル等を含む。

1.4.2 実施設計の変更

- (1) 提出済の資料の内容については、原則として変更は認めないものとする。ただし、監督員の指示により変更する場合はこの限りでない。
- (2) 実施設計期間中、提出資料の中に要求水準書に適合しない箇所が発見された場合及び本施設の機能を全うすることができない箇所が発見された場合には、提出資料に対する改善変更を事業者の負担において行うものとする。
- (3) 提出資料について部分的な変更を必要とする場合には、機能及び工場運営上の内容が同等以上の場合において、監督員の指示又は承諾を得て変更する。

1.4.3 施工条件

第 3 区画の一時閉鎖、覆蓋施設、前処理設備にかかる施工条件について、本編に特記なき事項は、要求水準書 第 I 編 1.6 施工条件 に示す内容を遵守すること。

1.4.4 試運転及び性能保証

- (1) 事業者は、提案する前処理設備に応じ、試運転試験要領及び引渡しの際に確認する性能保証事項を定めること。
- (2) 試運転要領及び性能保証事項は、組合と十分な協議のうえ決定すること。

1.4.5 提案書の変更

事業者は、提出された延命化業務に関する提案書の内容は原則的に変更できない。ただし、事業期間中に要求水準書と適合しない箇所が発見された場合には、事業者の責任において、組合の要求する水準を満足させる変更をする。

1.4.6 要求水準書の記載事項

(1) 記載事項の補足等

要求水準書に記載ある事項は組合が要求する水準を示すものであるが、要求水準書に明記されていない事項であっても、施設の性能及び機能を発揮し、組合が要求する水準を満足するため、当然必要と思われるものについては、全て事業者の責任において補足・完備させる。

(2) 参考図書の扱い

要求水準書の図・表等で「（参考）」と記載されたものは、一例を示すものであるので、事業者は、「（参考）」と記載されたものについて、事業者の責任により補足・完備させなければならない。

(3) 契約金額の変更

前記した(1)、(2)の場合、契約金額の増額等の手続きを行わない。

1.4.7 業務終了条件

事業者は、本業務期間終了後において、次の要件を満たし、業務を終了すること。なお、業務終了に要する費用は、事業者負担とする。

(1) 機器及び施設の性能に関する条件

- 1) 建物の主要構造部に、大きな汚損や破損がなく、良好な状態である。ただし、継続使用に支障のない程度の軽微な汚損、劣化（経年変化によるものを含む。）は除く。
- 2) 内外の仕上げや設備機器等に、大きな汚損や破損がなく、良好な状態である。ただし、継続使用に支障のない程度の軽微な汚損、劣化（経年変化によるものを含む。）は除く。
- 3) 主要な設備機器等が当初の設計図書に規定されている性能を満たしている。ただし、継続使用に支障のない軽微な性能劣化（経年変化によるものを含む。）については除く。
- 4) 上記の内容が満足されていることは、業務終了前に組合が行う検査から、確認するものとする。

(2) 本業務の引継ぎに関する条件

- 1) 事業者は、組合が、本業務を継続して実施するために組合へ業務の引継ぎを行う。
- 2) 引継ぎ項目は、各施設の取扱説明書（本業務期間中における修正・更新内容も含む。）、本書及び各種契約書に基づき、事業者が作成する図書に記載されている内容を含む。
- 3) 引継ぎに係る業務指導は、本業務期間中に事業者が実施することとし、事業者は終了日から逆算して運転指導日程を計画する。
- 4) 引継ぎにかかる研修は、必要な資格を有する者が実施する。

(3) その他

- 1) 本業務終了時における、上記以外の詳細条件は、組合と事業者の協議により決定する。
なお、協議は事業が終了する3年前までに実施する。
- 2) 事業期間終了後における、本業務継続等の扱いは、本業務終了3年前までに協議する。

2. 全体計画

2.1 仙南最終処分場の残余容量

平成 28 年度 2 月時点での残余容量（推定値）は、直近の実績から 18,015 m³であり、平成 29 年度までの埋立量及び宮城県沿岸部より搬入される焼却灰を考慮した容積である。

2.2 掘り起こし量（計画値）

掘り起こし対象である第 2 区画の埋設廃棄物量及び各年度掘り起こし量は、次のとおりである。

- | | |
|--|--------------------------------|
| (1) 第 2 区画の埋設廃棄物量 | 74,269 m ³ （実績値） |
| (2) 仙南最終処分場からの掘り起こし量 | 7,822t/年 |
| 1) 掘り起こしごみ量 | 6,868t/年（4,374m ³ ） |
| 2) 覆土 | 954t/年（636m ³ ） |
| (3) 特記事項 | |
| 1) 事業者は、運営期間中に第 2 区画内の埋設廃棄物を全量処理すること。 | |
| 2) 毎年度の埋設廃棄物の掘り起こし量及び仙南クリーンセンターでの処理量は、炉内での混焼率等を考慮し任意設定することを可とする。 | |
| 3) 上記の埋設廃棄物量は、遮水シート上部の保護層を除く。 | |

2.3 埋立量（計画値）

事業者は、提案する炉形式に応じ、最終処分量を設定すること。

- | | |
|--------------------------|---|
| (1) （仮称）仙南クリーンセンターからの残渣物 | [] t/年（ [] m ³ /年） |
| (2) 掘り起こしごみ中の前処理残渣 | [] t/年（ [] m ³ /年） |

2.4 掘り起こしごみ質

別紙 13 を参照すること。

2.5 ユーティリティ

- | | |
|----------|--|
| (1) 電気 | 現況の契約設備電力は 230kw、契約電力 42kw である。
なお、提案する覆蓋施設及び前処理設備の内容により、上記条件を変更する必要がある場合は、事業者負担にて補完すること。 |
| (2) 用水 | 現有施設は上水道の接続は無く、地下水を利用しているため、施設内貯水槽 150ℓ 以上の給水は、事業者が準備する。ガス灯油とする。 |
| (3) 電話 | 事業者が引き込むこと。 |
| (4) 生活排水 | 現在は、施設内で処理（し尿は汲み取りにより処理）しているが、事業者の負担にて、変更することを可とする。 |

2.6 仙南最終処分場の埋立経過

仙南最終処分場における埋立経過は、次のとおりであり、放射性物質にかかる特別措置法上、対応が必要なる埋立物（焼却残渣）は、現在のところ存在していない。また、掘り起こし対象となる、第2区画には、平成18年度以前までの廃棄物が埋立処分されている。下記以外の埋め立て量実績は、別紙14に示すとおりである。

表 2-7 最終処分場の埋立実績

単位：t/年

		平成16年	平成17年	平成18年	平成19年
角田衛生センター	焼却残渣	3808.72	3919.16	3957.92	3819.59
大河原衛生センター	飛灰系残渣	1020.10	1254.47	1273.28	1274.88
	不燃系残渣	648.31	483.42	486.12	606.35
白石衛生センター	焼却残渣	0.59	0.7	1.36	1.13
柴田衛生センター	焼却残渣	0.78	2.49	1.8	2.28
仙南リサイクルセンター	残渣物	2235.51	1792.13	1991.16	2039.09
焼却施設残渣(①+②+③+⑤)		5477.91	5659.54	5719.12	5703.10
粗大処理施設残渣(⑥)		2235.51	1792.13	1991.16	2039.09
し尿処理施設残渣(④)		0.59	0.7	1.36	1.13
		平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
角田衛生センター	①焼却残渣	3677.67	3852.56	3976.72	3939.31
大河原衛生センター	②飛灰系残渣	1293.3	1282.73	1257.66	1401.58
	③不燃系残渣	577.29	796.92	903.79	979.99
白石衛生センター	④焼却残渣	0.76	0	0	0
柴田衛生センター	⑤焼却残渣	2.42	5.53	5.91	7.86
仙南リサイクルセンター	⑥残渣物	1844.71	557.35	243.54	336.25
焼却施設残渣(①+②+③+⑤)		5550.68	5937.74	6144.08	6328.74
粗大処理施設残渣(⑥)		1844.71	557.35	243.54	336.25
し尿処理施設残渣(④)		0.76	0	0	0

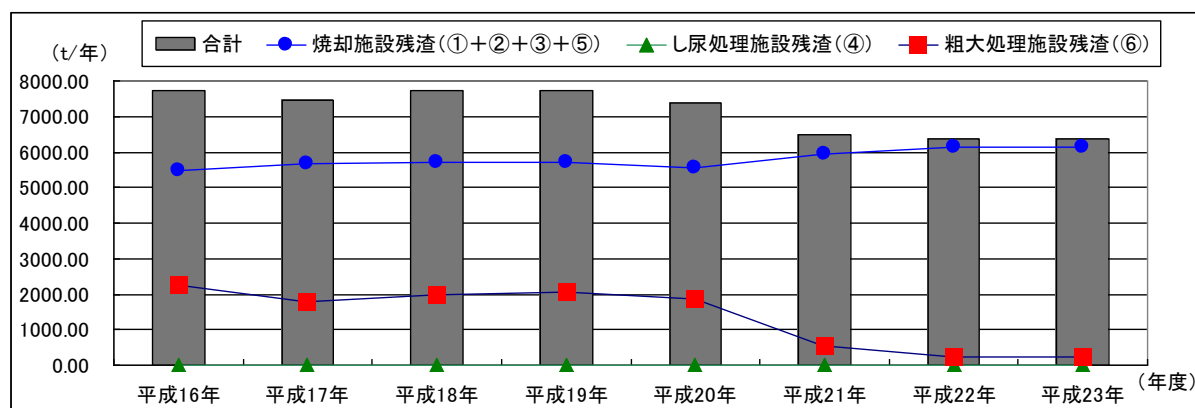


図 2-1 最終処分場への処分実績（重量ベース）

2.7 仙南最終処分場への搬入出業務

仙南最終処分場からの搬出及び埋立対象物の搬入にかかる業務は、組合が実施する。

2.8 環境保全対策

事業者は、関係法令のほか、仙南最終処分場公害防止協定の定めを踏まえ、以下を遵守する。

(1) 水質汚濁に関する事項

第3区画が一時閉鎖するまでに、仙南最終処分場から発生する浸出水は、水処理施設において適正に処理し、他の水系には放流せず、角田衛生センター第二事業所に搬入し再利用する。また、第3区画を一時閉鎖及び覆蓋施設を設置した後、仙南最終処分場の水処理施設（第1受水槽）から発生する浸出水は、（仮称）仙南クリーンセンターの排水処理設備に受入、適正に処理し再利用する。なお、浸出水について、外部処理を計画する際は、関係法令を遵守の上、委託及び処理の要領について、組合に十分説明し承諾を得ること。

(2) 大気汚染に関する事項

大気汚染防止法その他関係法令等の基準を満足する。

(3) 騒音、振動に関する事項

仙南処分場から発生する騒音、振動を防止するため、低公害型の機器類を使用する。また、騒音規制法、振動規制法その他関係法令等の基準を満足する。

(4) 悪臭に関する事項

仙南最終処分場から発生する悪臭によって、周辺住民に不快感を与えないよう万全を期すとともに、悪臭防止法、宮城県悪臭公害防止対策要綱に準拠する。

(5) 埋立物の飛散に関する事項

仙南最終処分場に搬入した埋立物が風及び雨水等により処分場の外に飛散、流出しないよう適切な管理を行う。

2.9 管理事務所の設置

事業者は、本業務を実施するための管理事務所を、本組合の所有する管理棟とは別に、仙南最終処分場の敷地内に設けること。

3. 仙南最終処分場延命化計画の策定

本業務は、契約締結後から平成 29 年 3 月までに実施する。

3.1 業務実施体制

- (1) 事業者は、仙南最終処分場延命化計画の策定に当たり適切な業務実施体制を整備する。
- (2) 事業者は、整備した業務実施体制について組合に報告する。なお、体制を変更した場合は速やかに組合に報告する。

3.2 計画事項

仙南最終処分場延命化計画において、整理すべき事項は、以下を基本とする。

(1) 掘り起こし及び埋立順序

埋設廃棄物の掘り起こし及び（仮称）仙南クリーンセンターより発生する溶融飛灰の埋立を実施するにあたり、最適な掘り起こし開始箇所及び埋立順序を整理する。

(2) 炉形式を考慮した埋立量及び掘り起こし量

事業者は、（仮称）仙南クリーンセンターに整備される熱回収施設の炉形式により、必要となる掘り起こしごみの前処理を考慮のうえ、（仮称）仙南クリーンセンターにて実際に処理する量及び掘り起こし量を整理する。また、整理した処理量をもとに、本編第 2 章に示す掘り起こし量及び埋立量を適宜見直し、延命化計画に反映させること。

(3) 掘り起こし作業工程

事業者は、本節(2)における整理をもとに、掘り起こし作業工程について整理すること。

(4) 掘り起こし作業要領

事業者は、本節(2)における整理をもとに、掘り起こし作業要領、配置人員及び必要設備（重機等を含む）について整理すること。

(5) その他必要な事項

その他、上記に定めなき事項であって、本業務の遂行に当然必要な業務を実施する。

4. 覆蓋施設の設計・建設業務及び第3区画の一時閉鎖設計・工事

本業務は、契約締結後から平成29年3月までに実施する。

4.1 業務実施体制

- (1) 事業者は、仙南最終処分場内に設置する覆蓋施設の設計及び建設に当たり適切な業務実施体制を整備する。
- (2) 事業者は、整備した業務実施体制について組合に報告する。なお、体制を変更した場合は速やかに組合に報告する。

4.2 有資格者の配置

- (1) 事業者は、本業務を行うに当たり、必要な有資格者を配置する。
- (2) 関係法令、関係官庁の指導等を厳守する範囲内において、有資格者は兼任することは可能とする。

4.3 設計の基本条件

- (1) 本事業を実施するために必要な施設及び設備は、本施設を機能的に建設・運営できるように考慮すること。
- (2) 事業者が策定する掘り起こし計画における、掘り起こし箇所及び順序に応じ、適切な箇所に搬入道路を設置すること。
- (3) 覆蓋施設は、耐久性や意匠性、経済性、雨水排水等の浸出水化防止を十分考慮のうえ、最適なものを計画する。なお、全面施工及び分割施工については、前述の設計業務に合わせて事業者提案とする。また、分割施工する場合は、取壊し後、遮水シート等でのキャッピングも可とする。
- (4) 一時閉鎖した第3区画及び覆蓋施設の設置し掘り起こし作業を実施する第2区画からは、周辺地域からの受入分を除き、浸出水は発生させないものとする。
- (5) 第3区画の一時閉鎖及び第2区画の覆蓋施工後も周辺地域からの受入による浸出水（平均10m³/日）は、仙南最終処分場における散水として利用するほか、（仮称）仙南クリーンセンターにて再利用する。なお、周辺地域からの受入水の水質は、別紙15に示すとおりである。
- (6) 第3区画の一時閉鎖及び覆蓋施設の施工後、流入雨水は、必要に応じ新たに雨水排水設備等を設け、既存の防災調整池に導入すること。
- (7) 事業区域の形状を良好に活用し、景観を損なうことのないよう、構造、意匠、周辺環境との調和について計画すること。
- (8) 覆蓋施設の設置に伴う立木の伐採は、必要最小限度に留めること。
- (9) 最終処分場内に柱等の設置が必要な場合は、遮水シートの材質（高密度ポリエチレン）を考慮し、遮水機能に影響のない工法を検討すること。

- (10) 最終処分場の表層面に、構造物等を設置する場合は、埋設廃棄物の崩落に十分配慮すること。

4.4 建設の基本条件

- (1) 作業日は、原則として日曜日、祝祭日、年末年始（4日間）を除いた日とし、作業時間は原則として午前8時30分から午後4時30分までとする。
- (2) 平成26年4月以後の仙南最終処分場における埋立作業は、事業者が実施する。
- (3) 仙南最終処分場内を往来する、搬入出車両や作業員による作業に支障のないよう計画する。
- (4) 緊急作業、中断が困難な作業、交通処理上やむを得ない作業等が発生する場合は、組合と協議し承諾を得た後に実施すること。
- (5) 工事中の濁水等は、事業者が必要な処理・処分を行うこと。
- (6) 準備工として測量を実施すること。
- (7) 事業区域に工作物や樹木が存在する場合、本工事の障害となるものを撤去処分すること。
- (8) 残土等の運搬に当たっては、発生土をまき散らさないよう荷台をシートで覆う等適切な措置を講ずること。
- (9) 工事用車両の通行道路及び工事用地への出入りは、現存する構内道路を利用すること。また、協議により、建設用重機により構内道路の改造を可とする。
- (10) 工事車両の待機は、用地内で行い、周辺道路に駐停車をしないこと。また、必要に応じて用地内に仮設道路を設けること。
- (11) 近隣から容易に工事用地に入ることのないよう、仮囲い及び出入口ゲートを設置するとともに、工事期間中の維持管理を十分に行うこと。なお、素材、意匠等については地域環境との調和を図ること。
- (12) 工事用車両は、洗車を行い構内で車輪・車体等に付着した土砂を十分除去したことを確認した後退出すること。
- (13) 騒音・振動が発生しやすい工事については、低騒音型工事用機械及び低騒音・低振動工法を採用し、建設作業に係る騒音・振動の環境基準を遵守するとともに、できるだけ低減を図ること。
- (14) ほこりが発生するおそれのある場合、適時散水を行う等必要な措置を行うこと。
- (15) 工事車両が通行する事業区域周辺の既存道路等に対する養生を十分行うこと。なお、工事用車両により既存道路が傷んだ場合は補修すること。
- (16) 本工事の施工に際し一般通行者の車両の動線確保などで影響が生ずるおそれのある場合は、必要箇所に交通整理用員を配置し交通整理を行うこと。
- (17) 建設工事に伴い、工事上の騒音・振動を正確に把握するため、必要に応じ騒音・振動及び敷地周辺の地盤変形等の調査を行う。
- (18) 事業者は、建設工事の終了時、仙南最終処分場内の構内道路を再舗装する。

- (19) 設計・建設及び施設概要、鳥瞰図等を記載した広報・説明用リーフレット（１種類、Ａ４サイズ（表紙１頁、中３頁））を作成し、工事着手前に、原図の電子データ（PDF ファイル）を組合に提出する。なお、鳥瞰図、説明用リーフレットの著作権は組合に帰属するものとする。

4.5 覆蓋施設の基本仕様

- (1) 覆蓋施設の設置範囲は、第２区画(p 3 参照)とする。
- (2) 覆蓋施設は、建築基準法に準拠し計画すること。
- (3) 施設の機能性に加え、経済性を考慮する。
- (4) 暴風雨、地震（震度５弱以上）等に対し、安定した構造とすること。
- (5) 運営・維持管理期間中に、適切な散水が可能となるよう散水機能を有すること。
- (6) 掘り起こし及び埋立作業の安全性を確保するために必要な設備を設けること。
- (7) 室内環境を良好に保つために、換気設備を設けること。ただし、換気設備には、貯留槽内部からの粉塵、悪臭等が外部に漏洩しない設備を設けること。
- (8) 敷地内において処分場周辺の土地を一部造成し、杭、基礎、アースアンカー等の施工を可とする。
- (9) 「廃棄物最終処分場整備の計画・設計・管理要領 2010 改訂版「Ⅱ．10 章 被覆施設」」に準拠すること。

4.6 第３区画の一時閉鎖設計・工事

- (1) 本業務の対象範囲は、第３区画(p 3 参照)とし、事業者は、同区画の一時閉鎖にかかる工事の設計及び施工を実施する。
- (2) 第３区画には、平成 29 年 3 月まで、大河原衛生センター及び角田衛生センターより搬入される残渣物を受入れるほか、遮水勾配を考慮し、第３区画内で既埋立廃棄物を移動させ、（仮称）仙南クリーンセンターの供用開始までに一時閉鎖させる。
- (3) 第３区画の一時閉鎖にかかる、設計・施工の範囲は、表面遮水工のほか、遮水した雨水を既存防災調整池まで導くために要する側溝、暗渠、排水ポンプ等を含む。
- (4) 埋立最上部面には、第２区画からの埋設廃棄物をフラットに埋め立て、一時閉鎖する。
- (5) なお、第１区画及び第２区画は、現在、ゴムシート等により表面遮水されている。よって、現在発生している浸出水は、第３区画由来であることから、同区画の一時閉鎖後、浸出水の発生源は、周辺地域からの受入水のみとなることに留意する。

5. 前処理設備の設置業務

本業務は、契約締結後から平成 29 年 3 月までに実施する。

5.1 業務実施体制

- (1) 事業者は、仙南最終処分場から掘り起こす埋設廃棄物を（仮称）仙南クリーンセンターにおいて処理するに当たり、必要な前処理設備を、設置するために必要な業務実施体制を整備する。
- (2) 事業者は、整備した業務実施体制について組合に報告する。なお、体制を変更した場合は速やかに組合に報告する。

5.2 前処理設備の設置条件

- (1) 前処理設備は、仙南最終処分場内に設置すること。
- (2) 設置にあたっては、騒音、振動等の防止に努め、周辺住民への影響を最大限配慮し、必要な設備を計画すること。
- (3) 計画する前処理設備及びその構成は、次項を参考にするほか、（仮称）仙南クリーンセンターに導入する処理方式を提案の上、計画すること。
- (4) 前処理設備は、屋根付きの施設内に設置すること。

5.3 前処理設備（参考）

(仮称)仙南クリーンセンターに導入される処理方式を任意想定の上、以下を参考に計画すること。

5.3.1 提案する処理方式

〔 〕 方式

※ 提案する炉形式により、減容化率、溶融対象物、処理不適物を設定すること。

5.3.2 掘削建設機械

本設備は、仙南最終処分場内の埋設廃棄物を掘り起こすために設ける。

- (1) 形式 []
- (2) 数量 [] 台
- (3) 付属品 []
- (4) 特記事項

- 1) バックホウは通常のバケットによる掘削以外に、ごみ組成に合わせ、スケルトンバケット、フォーク、大型ブレーカー等、必要に応じアタッチメントを用意する。

5.3.3 受入供給設備

本設備は、仙南最終処分場内より掘り起こした埋設廃棄物を後置の前処理設備に投入するまでに受入するために設ける。

(1) 形式 ヤード 又は ホッパ方式

(2) 数量 [] 基

(3) 特記事項

掘り起こした埋設廃棄物の場内運搬に要する重機や重機から受入設備への積替の便宜を考慮のうえ、最適な受入形式を計画する。

5.3.4 搬送設備

本設備は、前処理対象物を後置の設備に導入するため、必要な箇所に必要数設ける。

(1) 形式 []

(2) 数量 1 基

(3) 主要項目

1) 容量 [] m³

2) 主要寸法 幅 [] m×奥行 [] m×深さ [] m

3) 傾斜角 []

4) 主要材質 []

5) 電動機 [] V× [] P× [] kW

5.3.5 乾燥機（必要に応じ）

本設備は、掘り起こした埋設廃棄物を乾燥し、後段の選別作業等を用意するために設ける。

(1) 形式 []

(2) 数量 [] 基

(3) 容量 [] m³

(4) 特記事項

1) 後段の選別作業を容易にするため、埋設廃棄物を乾燥するために設ける。

2) 天日乾燥する場合は、天候による影響を考慮し、乾燥ヤードやテントをはじめ、必要な設備を用意する。

5.3.6 金属選別機（必要に応じ）

本設備は、掘り起こしごみ中の資源物（金属類）を回収するために設ける。

(1) 形式

1) 鉄選別機 []

- 2) 非鉄選別機 []
- (2) 数量
- 1) 鉄選別機 [] 基
- 2) 非鉄選別機 [] 基
- (3) 主要項目
- 1) 鉄選別
- ① 処理能力 [] t/h
- ② ベルト速度 [] m/min
- ③ ベルト寸法 幅 [] ×長さ []
- ④ 磁力容量 [] ガウス～ [] ガウス
- ⑤ 主要材質 SS400
- ⑥ 電動機 [] V × [] P × [] kW
- ⑦ 操作方式 遠隔自動、現場手動
- 2) 非鉄選別
- ① 処理能力 [] t/h
- ② ベルト速度 [] m/min
- ③ ベルト寸法 幅 [] ×長さ []
- ④ 磁力容量 [] ガウス～ [] ガウス
- ⑤ 主要材質 SS400
- ⑥ 電動機 [] V × [] P × [] kW
- ⑦ 操作方式 遠隔自動、現場手動

5.3.7 粒度選別機（必要に応じ）

本設備は、磁力選別された破砕物を粒度により選別するために設ける。

- (1) 形式 []
- (2) 数量 [] 基
- (3) 主要項目
- 1) 処理能力 [] t/h
- 2) 篩眼開き、形状 []
- 3) 篩面寸法 ϕ [] mm
- 4) 傾斜角度 []
- 5) 回転数 []
- 6) 主要材質 SS400

7) 電動機 [] V× [] P× [] kW

8) 操作方式 遠隔自動、現場手動

5.3.8 破碎機（必要に応じ）

本設備は、埋設廃棄物の容量を小さくすることにより、埋立て、輸送を容易にするほか、焼却又は溶融処理を容易にするために設ける。

(1) 形式 []

(2) 数量 [] 基

(3) 主要項目

1) 処理能力 [] t/h

2) 供給最大寸法 幅又は径 [] m×長さ [] m

3) 回転数 [] rpm

4) 主要材質

① ケーシング []

② カッター []

5) 電動機 [] V× [] P× [] kW

6) 破碎可能最大寸法 [] mm× [] mm [] mm

7) 破碎物寸法 [] cm 以下

(4) 特記事項

1) 切断刃は、耐摩耗性に富む耐久性の高いもので、部品交換も容易なものを選定する。

2) 切断不能時の警報表示、緊急停止機能、異物排出機能を有する。

3) 防爆対策も兼ねたものとする。

5.3.1 保管・貯留設備

本設備は、前処理された埋設廃棄物を搬出するまで、保管・貯留するために設ける。

(1) 形式 []

(2) 数量 [] 基

(3) 貯留容量 [] m³

(4) 特記事項

運搬車両への積替の便宜を考慮のうえ、最適な形式を計画する。

6. 仙南最終処分場の延命化業務

本業務は、平成 29 年 4 月から平成 44 年 3 月まで実施する。

6.1 業務実施体制

- (1) 事業者は、仙南最終処分場内に設置する覆蓋施設の設計及び建設に当たり適切な業務実施体制を整備する。
- (2) 事業者は、整備した業務実施体制について組合に報告する。なお、体制を変更した場合は速やかに組合に報告する。
- (3) 最終処分場技術管理者は、組合より配置し、本事業の管理を実施する。

6.2 作業計画書の作成

- (1) 事業者は、掘り起こし、埋立及び運搬作業の安全かつ計画的に実施する観点から作業計画書を作成する。
- (2) 作業計画書は、事業者が策定した延命化計画及び（仮称）仙南クリーンセンターの運転計画を基にした、年間搬入出計画、年間運搬計画などを盛り込む。
- (3) 作成した年間作業計画に基づき、月間作業計画を作成する。
- (4) 作成した年間作業計画及び月間作業計画は、組合の承諾を得た上で実施する。
- (5) 事業者は、作成した年間作業計画及び月間作業計画の実施に変更が生じた場合、組合と協議の上、計画の変更をする。

6.3 作業マニュアルの作成

- (1) 事業者は、仙南最終処分場の延命化にかかる掘り起こし、埋立及び運搬作業等にかかり、作業要領や設備の操作手順等を記載した作業マニュアルを作成する。
- (2) 事業者は、作成した作業マニュアルに基づき、運営人員に必要な指導及び周知を実施し、仙南最終処分場の延命化業務を実施する。
- (3) 作業マニュアルには、緊急時における危機管理マニュアルを盛り込み、内容については、組合と協議し承諾を得ること。

6.4 作業記録の作成

事業者は、仙南最終処分場の延命化業務の作業記録として、次のものを作成する。なお、これ以外の記録内容については、組合の指示に従うこと。

- (1) 作業データ（掘り起こし量、埋立量、運搬量、作業時間等）
- (2) 用役データ（電気・水道・燃料・薬品等）
- (3) 各種分析値（作業環境、掘り起こしごみの性状等）
- (4) 作業日誌、日報、月報、年報等（補修の記録を含む。）

6.5 搬入出車両の受付

仙南最終処分場の掘り起こしごみ等を搬出する車両の計量受付は、組合が実施する。

6.6 搬入出物の計量

計量施設における、掘り起こしごみ等を搬出する車両及び（仮称）仙南クリーンセンターから発生する埋立対象物の計量及びその記録の管理は、組合が実施する。

6.7 案内・指示

- (1) 事業者は、仙南最終処分場への搬入車両について、案内・指示を実施する。なお、本事業に関係しない搬入車両についても、案内・指示する。
- (2) 事業者は、仙南最終処分場へ搬入された埋立対象物が、安全に搬入されるように、覆蓋施設内及び施設周辺において搬入車両を案内・指示する。
- (3) 案内・指示に当たっては、必要に応じ誘導員を配置する。また、搬入車両の多い時期は、誘導員を増員する。

6.8 掘り起こしごみの性状分析

- (1) 事業者は、仙南最終処分場から搬出する埋設廃棄物の量及び質について、分析・管理を行うこと。
- (2) 分析頻度は、毎月 1 回とする。
- (3) 分析項目、方法については、「昭和 52 年 11 月 4 日環整第 95 号」に示される項目・方法・頻度を満たすものとする。

6.9 掘り起こし、前処理作業

- (1) 事業者は、自らが策定した仙南最終処分場の延命化計画をもとに、掘り起こし重機を活用し、第 2 区画における埋設廃棄物の掘り起こし作業を実施する。
- (2) 掘り起こした埋設廃棄物は、破碎、選別、分級等の前処理を実施すること。導入設備は、設置スペースや人員配置を考慮のうえ計画する。
- (3) 第 2 区画での掘り起こし作業は、覆蓋施設の内部にて実施し、施工中のゴムシートを剥がすことによる、第 2 区画由来の浸出水発生を防ぐこと。
- (4) 第 2 区画において、掘り起こし後、再度埋立した箇所には、覆蓋又はごみシート等により表面遮水を施し、掘り起こし期間中に第 2 区画からの浸出水発生を防ぐ。

6.10 廃棄物の埋立

6.10.1 埋立作業

- (1) 事業者は、埋立作業における作業員の安全性及び労働安全衛生の確保を図ること。
- (2) ごみの飛散・流出防止、悪臭の発散防止、衛生害虫の発生防止、火災の発生・延焼防止、及び景観等環境保全の対策を目的に、覆土等を施すこと。覆土等に用いる材料及びその厚みは前述した機能が発揮できるよう十分考慮するとともに、廃棄物埋立容量を確保し選定・設定すること。
- (3) 埋立状況を把握するため、「最終処分場残余容量算定マニュアル」（平成17年3月 環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課・産業廃棄物課）に基づく残余容量の算定を行うこと。なお、埋立途中時点での残余容量の算定については、年2回以上の埋立地内の測量により実施すること。
- (4) 遮水工の損傷に配慮し、遮水シート近辺での埋立作業に十分に注意すること。
- (5) 廃棄物を計画的に順序良く埋め立て、埋立作業場所の最小化に努めること。
- (6) 埋立作業時において、埋立廃棄物の確認を行うこと。不適物の混入を確認した場合、適切に除去するとともにその処理について組合と協議すること。
- (7) 即日覆土は、事業者が用意する。

6.10.2 作業重機

覆土等の作業に必要な重機は事業者が確保すること。

6.10.3 埋立作業

- (1) 埋立作業時間は、午前8時30分から午後4時30分とする。
- (2) 受入時間終了後は、可能な限り速やかに埋立作業を終了すること。
- (3) 第2区画の掘り起こし作業による埋立ガスの再発生に配慮する。また、平成24年7月における埋立ガスの測定結果は、別紙16のとおりである。

7. 覆蓋施設、前処理設備等の運営・維持管理業務

本業務は、仙南最終処分場に設置した覆蓋施設及び仙南最終処分場の延命化業務に必要な設備に対し適用する。また、本業務は、平成 29 年 4 月から平成 44 年 3 月まで実施する。

7.1 備品・什器・物品・用役の調達

- (1) 事業者は、覆蓋施設の維持管理及び仙南最終処分場の延命化業務に必要な備品、什器、物品、用役の調達計画を作成すること。
- (2) 作成した備品・什器・物品・用役の調達計画は、組合に提出すること。
- (3) 調達した備品等は、組合の所有物とするため、事業者は、組合が指定する管理台帳に必要な事項を記載する。

7.2 備品・什器・物品・用役の管理

- (1) 事業者は、調達計画に基づき、調達した備品・什器・物品・用役を、常に安全に保管する。
- (2) 事業者は、調達物が必要の際に、支障なく使用できるように適切に管理する。

7.3 点検・検査計画の作成

- (1) 事業者は、覆蓋施設及び仙南最終処分場の延命化業務に必要な前処理設備の点検及び検査を、施設の運転に極力影響を与えず効率的に実施するため、点検・検査計画を策定する。
- (2) 事業者は、日常点検、定期点検、法定点検・検査、自主検査等の内容（機器の項目、頻度等）を記載した点検・検査計画書を作成し、組合に提出する。
- (3) 点検・検査計画書は、毎年度、業務期間を通じたものの 2 種類準備する。
- (4) 事業者は、点検・検査計画を、組合に提出し承諾を得る。
- (5) 事業者は、全ての点検・検査を、覆蓋施設及び仙南最終処分場の延命化業務に必要な前処理設備を設置した当初の性能維持を考慮し計画する。

7.4 点検・検査の実施

- (1) 事業者は、点検・検査を、毎年度提出する点検・検査計画に基づき、実施する。
- (2) 日常点検で、異常が発生された場合や事故が発生した場合、事業者は、臨時点検を実施する。
- (3) 点検・検査に係る記録は、適切に管理し、法令等で定められた年数又は組合との協議により、必要な年数保管する。
- (4) 点検・検査の結果は、点検・検査報告書としてとりまとめ、組合に提出する。

7.5 補修・更新計画の作成

- (1) 事業者は、業務期間中における、覆蓋施設及び仙南最終処分場の延命化業務に必要な前処理設備の補修・更新計画を作成し、組合に提出する。
- (2) 作成した補修・更新計画は、組合の承諾を得る。
- (3) 機器の更新については、各機器の耐用年数を十分に考慮する。
- (4) 業務期間中の補修・更新計画は、点検・検査結果に基づき、毎年度更新し、組合に提出する。
- (5) 更新した補修・更新計画については、組合の承諾を得る。
- (6) 点検・検査結果に基づき、設備・機器の耐久度と消耗状況を把握し、各年度の補修計画を作成し、組合に提出する。
- (7) 作成した各年度の補修計画は組合の承諾を得る。
- (8) 事業者が計画すべき補修の範囲は、点検・検査結果より、各設備の性能を維持するための部分取替、調整等である。

7.6 補修・更新の実施

- (1) 事業者は、点検・検査結果に基づき、点検・検査対象が設置された当初に有する性能を維持するために、覆蓋施設及び仙南最終処分場の延命化業務に必要な前処理設備について補修・更新を行う。
- (2) 補修・更新は、機器の耐久度・消耗状況により、事業者の費用と責任において実施する。ただし、法令改正や不可抗力によるものは、事業者による補修・更新の対象外とする。
- (3) 補修・更新に際しては、工事施工計画書を組合に提出し承諾を得る。
- (4) 各設備・機器の補修に係る記録は、適切に管理し、法令等で定められた年数又は組合との協議により決定した年数保管をする。
- (5) 事業者が行うべき補修の範囲は、「表 7-1 補修の範囲（参考）」のとおりである。

表 7-1 補修の範囲（参考）

作業区分		概 要	作業内容（例）
補修工事	予防保全	定期的に点検・検査又は部分取替を行い、突発故障を未然に防止する。（原則として固定資産の増加を伴わない程度のものをいう）。	・部分的な分解点検検査 ・給油 ・調整 ・部分取替 ・精度検査 等
		設備性能の劣化を回復させる。（原則として設備全体を分解して行う大がかりな修理をいう。）	設備の分解→各部点検→部品の修正又は取替→組付→調整→精度チェック
		異常の初期段階に、不具合箇所を早急に処理する。	日常保全及びパトロール点検で発見した不具合箇所の修理
	事後保全	設備が故障して停止したとき、又は性能が著しく低下した時に早急に復元する。	突発的に起きた故障の復元と再発防止のための修理
		経済的側面を考慮して、予知できる故障を発生後に早急に復元する。	故障の修理、調整

7.7 施設の保全

- (1) 事業者は、覆蓋施設の主要構造部、一般構造部、意匠及び仕上げ、建築電気設備、建築機械設備等の点検を定期的に行い、適切な修理交換等を行う。また、仙南最終処分場の延命化業務に必要な前処理設備についても同様とする。
- (2) 事業者は、来場者等第三者が立ち入る箇所については、特に、美観や快適性、機能性を損なうことがないよう点検、修理、交換等を計画的に行う。
- (3) 施設の保全に係る計画については、調達計画、点検・検査計画、補修計画、更新計画に含める。

7.8 改良保全

- (1) 事業者は、故障対策として覆蓋施設及び仙南最終処分場の延命化業務に必要な前処理設備の改造や設計是正による設備の改善を行おうとする場合、改良保全に関する計画を組合に提案する。
- (2) 提案内容に関しては、財産処分を含め、組合において判断・了承する。
- (3) 改良保全や新技術の採用により、運営に得失が生じる場合、その費用は事業者と組合の双方で協議・調整する。
- (4) 法改正に伴い施設の改造が必要な場合、その費用負担は契約書に定めるほか、協議による。

8. その他関連業務

8.1 清掃

- (1) 事業者は、仙南最終処分場内の清掃計画を作成し、施設内を清掃し常に清潔に保つ。
- (2) 来場者等の第三者の立ち入る箇所については、特に清潔な環境を維持する。
- (3) 仙南最終処分場内（搬入路を含む）の除雪、処分場内（搬入路及び場内法面）の草刈、処分場内の排水路の泥あげの清掃等は、事業者の所掌とする。また、地下水、公共用水のモニタリングは、本組合の所掌とする。

8.2 防火管理

- (1) 事業者は、消防法等関係法令に基づき、仙南最終処分場の防火上必要な管理者、組織等の防火管理体制を整備する。
- (2) 事業者は、整備した防火管理体制について、組合に報告する。なお、体制を変更した場合は速やかに組合に報告する。
- (3) 事業者は、日常点検、定期点検等の実施において、防火管理上、問題がある場合は、組合と協議の上、施設の改善を行う。

8.3 警備・防犯

- (1) 事業者は、仙南最終処分場の警備・防犯体制を整備する。
- (2) 事業者は、仙南最終処分場内における、警備・防犯に必要な、機器類を用意し、必要な箇所に設置する。
- (3) 仙南最終処分場の閉館時間中における警備・防犯も、事業者が実施する。

8.4 説明用パンフレットの改訂・発行

- (1) 事業者は、説明用パンフレットの内容について、5年に1回改訂を行い、再度発行する。
- (2) 説明用パンフレットの発行部数は、5年ごとに10,000部とする。

8.5 住民対応

- (1) 近隣対応は組合が実施するが、事業者は常に適切な管理運営を行うことにより、周辺の住民の信頼と理解、協力を得ることに努める。
- (2) 近隣対応において、住民向けに施設の運転状況等について説明が必要となった場合、事業者は組合の説明支援（資料作成を含む。）を実施する。
- (3) 事業者は組合が出席する周辺地域との協議会に、必要に応じ出席する。

8.6 浸出水の運搬業務

- (1) 事業者は、（仮称）仙南クリーンセンターの竣工後、仙南最終処分場より発生する浸出水を、水処理施設より引き抜き、同センターへ運搬する。
- (2) 浸出水の引き抜きは、仙南最終処分場の水処理施設（第 1 受水槽）から可能とするため、必要な設備（配管、バキュームホースなど）を用意する。
- (3) 浸出水の運搬にかかり、組合が現在所有している車両の買取を可とする。買取に際しては、組合が提示する整備記録を十分に確認の上、十分な協議を行うこと。